三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
字東山五九六の五・五九六の五の一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県庁及び加西市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千六百四十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。
平成二十七年十二月八日
農林水産大臣　森山　**裕**

一　保安林の所在場所　兵庫県加西市佐谷町字奥山西山七二六の一、七二六の三、七二六の六、字奥山東山七二七の一、七二七の七、七二七の八
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
字奥山西山七二六の一（次の図に示す部分に限る。）、字奥山東山七二七の八（次の図に示す部分に限る。）
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県庁及び多可町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千六百四十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。
平成二十七年十二月八日
農林水産大臣　森山　**裕**

一　保安林の所在場所　福島県二本松市西新殿字松倉一一三、一一四、一一五の一、一二八の一、一二九の一
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐は、択伐による。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県庁及び二本松市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千六百四十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。
平成二十七年十二月八日
農林水産大臣　森山　**裕**

一　保安林の所在場所　滋賀県長浜市木之本町木之本字箱柳六八・七九（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、六七、六九、七〇、八〇から八六まで
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を滋賀県庁及び長浜市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千六百四十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。
平成二十七年十二月八日
農林水産大臣　森山　**裕**

一　保安林の所在場所　滋賀県蒲生郡日野町大字原字奥野三六の一、三七から三九まで、四〇の二
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を滋賀県庁及び日野町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千六百四十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。
平成二十七年十二月八日
農林水産大臣　森山　**裕**

一　保安林の所在場所　滋賀県甲賀市信楽町中野字北垣外一七八、二九六
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を滋賀県庁及び甲賀市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千六百四十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。
平成二十七年十二月八日
農林水産大臣　森山　**裕**

一　保安林の所在場所　滋賀県米原市樽ヶ畑字ミク子二の三六から二の四二まで、二の四五から二の四七まで、二の五〇、三五六から三五九まで、三五六の一、三五七の一、三五七の二、三五八の一、三六一から三八六まで、三六三の一、三六四の一、三六五の二、三六七の一、三六八の一、三七〇の一、三七五の一、三七八の一、三七九の一、三八〇の一、三八六の一、字尾ノ上三、三の一から三の五まで、三の八、三の九、字水汲三一六の一三、三一六の一五から三一六の二〇まで、三一六の二六、三一六の二八から三一六の三八まで、三一七から三二〇まで、三一九の一、三二二から三三七まで、三三四の一、三三五の一、三三五の二、三三九、三四〇、三四〇の一、三四一の一、三四二から三五五まで、三四六の一、三四八の一、三五一の一、三五三の一、三五五の一、字二小路三八七から四〇〇まで、三九二の一、三九五の二、三九六の一、三九九の一、四〇一から四〇四まで、四〇二の一、四〇二の二、四〇三の一、四〇三の二、四〇四の一、四〇四の二、四〇五の一から四〇六から四一一まで、四〇六の一、四〇七の一、四一一の一、四一二の一、四一三から四一五まで、四一六の一、四二一の一、四二二の二、四二三の三、四二七の一、四三一の一、四三二の一、四三三の一、四四一の一、四四二の一、四四二の二、四四四の一、四四六の一、四四七の一、四四八の一から四四八の三まで、四四九の一、四四九の二、四五〇の一、四五二の一、四五三の一、四五三の二、四五四から四五八まで、四五四の一、四五六の一、四五九の一、四五九の二、四六〇、四六一の一、四六二から四七四まで、四六二の一、四六七の一、四六八の一、四六九の一から四六九の三まで、四七〇の一から四七〇の四まで、四七一の一、四七五の一〇、四七五の一一、四七五の一六、四七五の二四まで、四七五の二六から四七五の三一まで、四七五の三三から四七五の四九まで、四七五の五三から四七五の五九まで、四七六の六三、四七五の七一、四七五の九四から四七五の九七まで、字亀戸浦五〇四の五八
二　指定の目的　水源の涵養